

宜野湾市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月12日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

監 査 の 種 類 令和3年度第3期定期監査

措置を講じた部等 総務部  
・ 市民防災室  
・ 税務課

監 査 の 期 間 令和3年9月1日から令和3年10月27日まで

監査の結果及び措置の内容

○市民防災室

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
観光客対応防災備蓄食糧等購入について	契約書で定められた検査結果通知書の内容に齟齬がある。適正な事務処理に努められたい。	今後は確認を十分に行い、適正な事務処理に努めてまいります。

○税務課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
予定価格の設定について	積算根拠が明確でないまま予定価格を設定しているものが見受けられる。市財務規則第97条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。	今後は、市財務規則に則り適正な事務処理に努めてまいります。